

さいたまここに人あり



次世代が戦争に送られない  
ために行動する責務がある

埼玉弁護士会会長 大倉 浩さん

7月1日の集团的自衛権行使を容認する閣議決定に、広範な国民、団体から、撤回を求める声が相次いでいます。埼玉をはじめ全国の弁護士会も、「集团的自衛権行使容認反対」を掲げてパレードや市民集会に取り組んできました。6月9日には県庁前で560人がパレード、7月31日の市民集会には埼玉会館大ホールがあふれるほどの市民が集まりました。埼玉弁護士会会長として先頭に立って行動する、大倉浩弁護士にお話を聞きました。

# 9条、立憲主義、国民主権に

## 反する閣議決定

今回の閣議決定の問題点は、憲法9条の平和主義、近代国家の原則でもある立憲主義、そして国民主権に反する。この3点です。

集団的自衛権の問題だけでなく、弁護士も多くは個別的自衛権も認めるべきじゃないという考え方なんです。でもこれまで言われてきた「必要最小限度」というと、自分たちが攻撃を受けたときに守るための自衛権は許されても、他国に攻撃する権利は許されていないと考えます。今回の閣議決定は、あきらかに憲法第9条に違反しています。

もう一つは、国民の意志を無視していることです。世論調査では、6割の国民が集団的自衛権に反対し、8割が充分な手続きをふんでいないと思っているんです。これでは、国民主権に反します。

三つ目は、本来は憲法があつてその下に法律があつて行政があるのに、今回の閣議決定は順序が逆だということ。立憲

主義違反です。安倍さんは「私は選挙で選ばれたんだから何をやっても自由だ」というようなことを言っているけれど、自由じゃないんですよ。彼には憲法尊重擁護義務があり、憲法の平和主義、基本的人権の尊重、国民主権を侵すこととはできないわけですから。閣議決定は立憲主義に反するのでおかしいということは、多くの保守系の人たちも言っていますよね。

日本国憲法に違反する人たちは、憲法の基本原理をよく理解していない人が圧倒的に多いですよ。昔、埼玉弁護士会がHIV訴訟の問題で櫻井よしこ氏を呼ん



だことがありましたが、講演のなかで「日本国憲法ほどわがままな憲法ってないんですよ。義務は3つしかなくて権利ばかり書いてある」と言いました。自民党にも、こういうことを言っている人がいます。そもそも、憲法って何なのですか。国家から国民を守るためにある、この基本が分かっているんです。

## 変えてはいけな憲法の基本理念

戦後69年経って、日本国憲法が日本の社会に根付いていればこういうことはな

かったと思うんだけど、残念ながらそういう部分が理解されていませんでした。



6月9日の集団的自衛権行使容認に反対するパレード（埼玉県庁前）

それが、今の危機的状況を招いている部分もあるんだと思います。

でも、危機的意識を持つているのは少数じゃなくて、多くの国民が持っています。そのことは、6月9日の560人であり、7月31日の1800人（そのうち

500人くらいは申し訳ないのですが、帰ってもらいました）が現してるんじゃないでしょうか。

弁護士会は政治団体ではないのですが、日本国憲法の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条1項）我々弁護士会としては、憲法の基本原理である平和主義が骨抜きにされてしまうということは最大の問題だと考えます。憲法の政治解釈の是非以前に、そもそも国民が分からないままに閣議決定で決めてしまっていないのか。ただ私は反対なんだけど、憲法改正の手续をとればいいのかという議論もあ

ると思います。けれど、それでもやっぱり憲法の基本原理である基本的人権の尊重と平和主義、民主主義は不動というか、核心的な部分なわけです。よく「易」「不易」と言いますが、憲法は「不易」、変えてはいけないものですよ。すべての出発点はそこなのかなと思います。

最近、新聞の世論調査でも若い人が集団的自衛権に反対したり、自分の問題として考えているのかなと感じました。12月4日には山田洋次監督をお呼びして、大宮ソニック（2500人）で市民集会をおこないます。ぜひ、多くの人に来てほしいですね。

## 秘密法、集団的自衛権、次は共謀罪

特定秘密保護法と集団的自衛権、それから国家安全保障基本法は、完全にリンクしています。次は共謀罪ですね。特定秘密保護法で自由に発言できなくなつて、今後必ず共謀罪を制定させようとしてくるでしょう。実際に、特定秘密保護法で共謀罪に言及していますしね。

11月7日に特定秘密保護法の廃止を求

める集会では、北大生が高高によってスパイにでつちあげられた宮澤・レーン事件を取り上げます。NHKのドラマ「花子とアン」では花子のお兄さんが憲兵ですけど、これらは過去の出来事なのに、このまま何もしなければこういう世界がもうそこまで来ているんじゃないかという気がするんです。

こういうことがあると、現場は自粛してしまいますよね。さいたま市の三橋公民館での公民館報に俳句掲載拒否のこともあります。これは弁護士会でも問題になっていくんですけど、兵庫でも集団的

自衛権の問題で集会をやろうとしたらこれまで市の後援がとれていたのに、突然断られたことがあります。今後は、埼玉でも会場が借りられないというようなことが起こる可能性も出てくるんじゃないでしょうか。

マスクも良くないですよ、「決め

## 命がけで守ろう、憲法を

私の父は2年間シベリアに抑留されていたんですね。母は東京の魚屋の生まれで、空襲で焼け出されて実家の浦和に疎開してきたんです。母は神田の駅前でگرامンで機銃掃射を受けて、米兵の顔が見えなくなってしまいました。そのときに母が亡くなっていけば私はいないし、父がシベリアで亡くなっても私は生まれなかった。いまこうして活動できることは、ありがたいことです。これを

られない政治」と言って断罪したでしょう。今のように「決められる政治」が良いのか。悪い面が圧倒的ですよ。第一の権力」という、マスクの影響は大きいと思います。

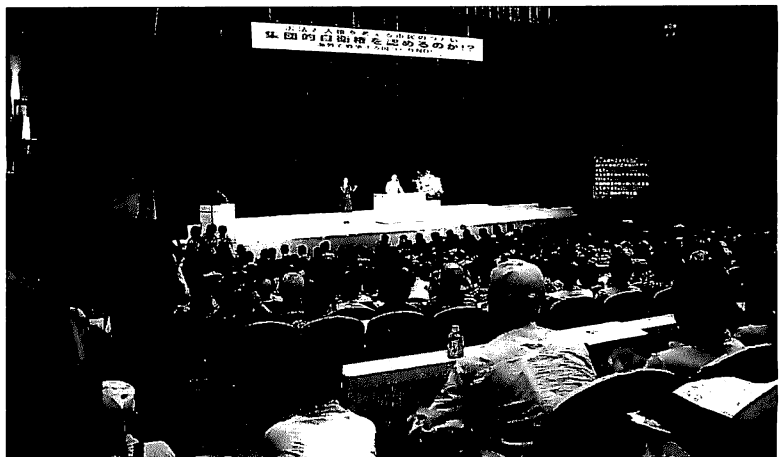
知る権利は憲法で保障されたすごく大事な権利で、そのなかで国民が意識形成していろいろなものが決まっていく。国民民主権を實質化するものです。国民の知る権利を保障するのが、報道の自由であり、だからマスクは憲法上いろいろな部分で保障されているんです。

自分たちの代だけで終わらせてはいけません。と思います。

弁護士は議論が好きだから、決議や声明も大事なんですけど、実行して運動していかないと意味がないと思います。

こういう活動ができるのも、まさに弁護士会に自治があるからできるんです。秘密保護法や集団的自衛権では、弁護士のなかにも「政治的なことに弁護士会が口を出すのはおかしい」と言う人はいま

なかにし礼氏を招いて7月31日に憲法と人権を考える市民のつどい(埼玉会館)



す。埼玉弁護士会でも、苦々しく思っている人もいます。もちろん多様な意見があるとは思いますが、圧倒的多数は支持してくれています。司法改革の問題では考え方が違う人たちでも、憲

法の問題ではまったく同じなんですよ。憲法を命がけで守ろうという思いは同じ

ですから。一致団結してやっていかなければいけないですね。

## 日本国憲法を世界遺産に

平和の問題は、次の世代の問題です。20年、30年経ったときに、「あのときに弁護士会や大人は何をやっていたの」と言われたくない、と思っています。戦争に行くリスクのない私の世代は、次の世代が戦争に行かないように発言し行動していく責務があると思います。

憲法の問題は、日本だけのことではない。ガザ地区で、ウクライナで、リビアで、世界中で紛争があるなかで、それをなくしていくことができるのは、教育に

たずさわる学校の先生たちだし、それを受けとめる学生たちです。教育って大事ですね。

いまグローバルイズムと言われるけれど、それを逆の意味でとれば平和主義を日本だけで完結するんじゃないかと、世界に打って出るということ。カナリア諸島で憲法9条の碑があるんですけど、世界に目を向けて日本を発信していくことが大事じゃないでしょうか。まさに、「日本国憲法を世界遺産に」と思っています。



### プロフィール

さいたま市出身、県立浦和高校卒業。中央大学法学部卒業後、浦和地裁（現さいたま地裁）越谷支部で事務官、浦和地裁熊谷支部で書記官として勤務後、弁護士登録。1995年にさいたま市に大倉浩弁護士事務所設立。

### 特定秘密保護法の廃止を求める市民集会

## ほんとに怖い秘密保護法

～あなたも逮捕される

かも知れない～

講師：宮澤・レーン事件 真相を広める会代表 山野井孝有さん

11月7日（金）

18時開場、18時30分開会

さいたま共済会館 501・502

### 憲法と人権を考える市民集会

## 山田洋次監督と

## 平和を考える

（仮題）

ゲスト：山田洋次監督ほか

12月4日（木）

18時開場、18時30分開会

大宮ソニック大ホール